

●香川県告示第210号

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第26条第1項の規定により、令和6年香川県告示第10号（香川県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和7年9月26日

香川県知事 池 田 豊 人

都道府県名	指 定 地 域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町